農地法第5条の規定による許可申請書

(宛先) 岡崎市農業委員会会長

行政書士による代理 申請の場合に記入。

賃借・使用貸借等の権利設定であれば 「借人」「貸人」、所有権移転であれば 「譲受人」「譲渡人」(☆も同様)

職印

令和元年5月10日

賃借・使用貸借等の権利設定であれば設

定、所有権移転であれば移転を選択。

岡崎市○○町字○○1番地 申請代理人 行政書士 行政 壱郎 0564-23-0000

借人十三次郎 (連絡先 0564-23-000) 貸人 十王太郎

(連絡先 0564-23-000)

行政書士等に 委任せず、本 人自ら申請す る場合、自署 もしくは記名 押印。

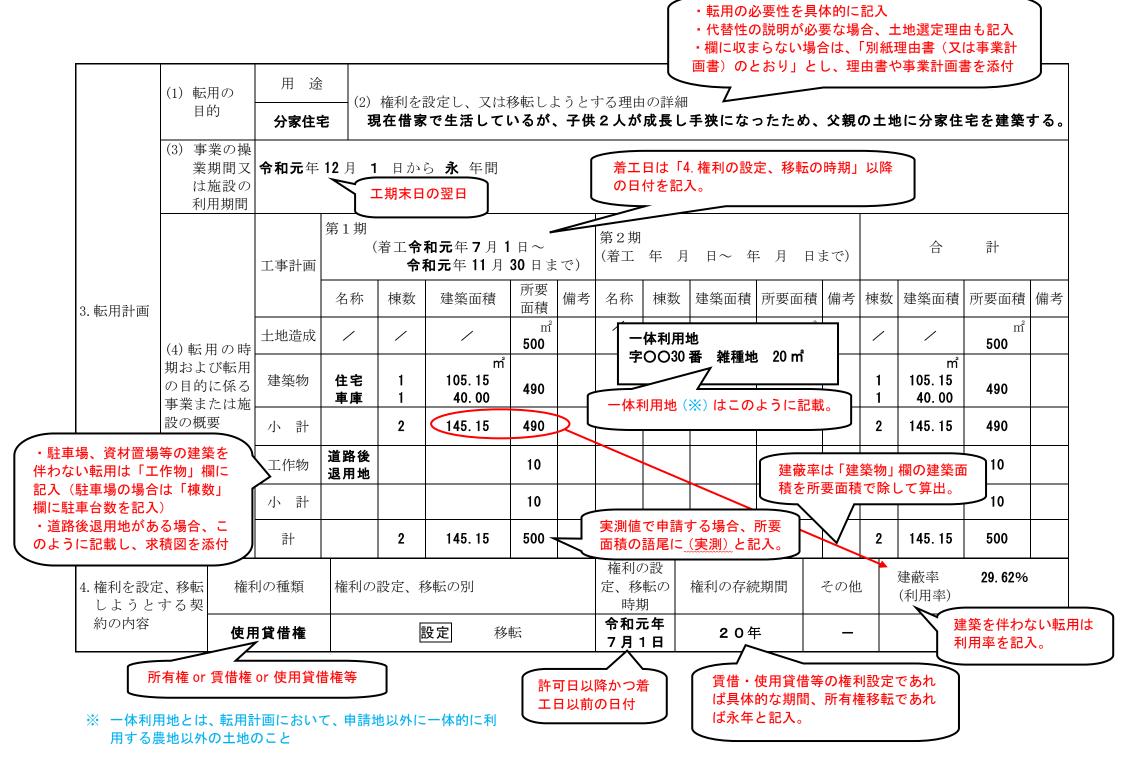
下記によって転用のため農地 (採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条の規定によって許可を申請します。

電話番号

事務所

1. 申請当事者 の氏名、住所、 年齢	当事者の別		氏	名		住	所		年 齢	備考
	借人 🛧	T	- 王 次	郎	岡崎市〇	〇1丁目2番1	0 号		45	
	貸 人 ☆	+	上 王 太	郎	岡崎市〇	〇町字〇〇10	番地 2 7		70	
	以下余白			現住所を記	載。ただし、	登記事項証明書の	住所と異なる	場合は、履歴	のわかる住民	票等を添付。
の氏名	土地の所在		地番	地目		云 往	耕作者の	所有者の	市街化区域、化調整区域、	
				登記簿	現況	面積	氏 名	氏 名	化調登区域、 他の区域の別	
	岡崎市〇〇町字〇〇		25	田	田	300	+ ± 00	十王太郎	市街化調整	区域
	岡崎市〇〇町字〇〇		26	宅地	畑	100	+ ± 00	十王太郎	市街化調整	区域
	岡崎市〇〇町字	00	27	畑	雑種地	80		十王太郎	市街化調整	区域
	以下余白									
必ず記り	計	480 m²	<u> </u> (⊞ 300	D m² 畑	l 180 ㎡ 採				目が農地以外 <i>の</i> −」とし、始末	

- 登記簿地目で加算
- 登記簿地目が農地以外の場合、現況地目で加算



5. 資金調達についての計画

総事業費

調達方法 (内訳)

銀行名、支店名、預金種目を記入。

賃借権の場合、賃料を年額 で記入。

(内訳) 土地告成費

400千円

21.000千円

自己資金 (〇〇銀行〇〇支店普通預金

5.000千円

建築費 付帯工事費

1, 500千円

借入金 18.400千円

(フェンス等外構工事費)

その他雑費

500千円

(〇〇銀行〇〇支店より融資予定)

合計

23.400千円

合計

23.400千円

の防除施設の概要

土地造成は整地のみで、汚水等排水は、浄化槽により処理し雨水と共に東側道路側溝へ排水する。 6. 転用することによって生ずる付 | **隣接の北と西側農地には雨水等が流れ込まないよう対処する。**

近の土地、作物、家畜等の被害 **建築物は二階建てで、周辺農地に対する日照通風等には影響を及ぼさないよう対処する。**

抵当権者には連絡し、支障ない旨確認済み。

なお、万一周辺農地などに被害を及ぼしたときは、当方で責任をもって解決する。

- ・土地造成、排水計画について記入
- ・周辺地域の農業に対する被害防除措置について記入

7. その他参考となるべき事項

他法令手続きについて、申請日(許 可日)を記入し、所管課の受付印 が押された申請書の写し(許可書 の写し)を添付。

都市計画法第34条第〇項第〇号該当 令和〇〇年〇〇月〇〇日 申請

農振法農用地区域除外

狭あい道路事前協議

道路占用

令和〇〇年〇〇月〇〇日 同意(見込通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 申請

令和〇〇年〇〇月〇〇日 申請

隣接農地土地所有者等に転用計画について説明済み。

〇〇土地改良区意見書添付。

・隣接地に農地がある場合、土地所有者等に転用計画を 説明している旨を記入

- 土地改良区の該当がない場合、「土地改良区該当なし」 と記入
- ・土地改良区の該当はあるが受益地ではない場合、「〇〇 土地改良区受益地外であることを確認済み」と記入

記載注意

- (1) 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載する。
- (2) 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作、一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草地、その他の別を記載する。
- (3) 「市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれかに含まれているかを記載する。
- (4) 「転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6ケ月単位で区分する。
- (5) 申請に係る土地が市街化調整区域にある場合においては、転用行為が都市計画法第29条の開発許可および同法第43条の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条の第1項の該当号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び第34条の該当号を、転用行為が建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第8号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロもしくはハのいずれかの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を「その他参考となるべき事項」欄に記載する。